

令和 8 年 6 月からの診療報酬改定により、皆様の診療費負担が増加する場合がございます。

以下に主な項目の説明をさせていただきます。

◎ベースアップ評価料について

「ベースアップ評価料」とは、産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための行政の取り組みです。

これにより、患者の皆様方の診療費のご負担が上がる場合があります。それらは、全て医療現場で働く職員の賃金引き上げに充てられます。

◎電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施しております。

医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

◎時間外対応体制加算について

当院では、継続的に通院されている患者様に対し、診療時間外の緊急時対応体制を整えております。診療時間外の体調変化等については、当院が定める方法によりご相談いただけます。ただし、緊急性が高い場合や重篤な症状がある場合は、救急医療機関の受診または救急要請をご検討ください。診療時間外の相談方法は、通院中の患者様へ個別にご案内しております。

◎外来・在宅物価対応料について

当院では、昨今の物価高騰に対応するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。